

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 6 年 3 月 25 日付け松江市監査委員告示第 4 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 7 日

松江市監査委員 三 島 康 夫

松江市監査委員 安 來 弘 喜

松江市監査委員 川 井 弘 光

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>8 監査意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、市の備蓄品で目標数量が定められているのは一般食（アルファ化米、お粥、ビスケット）と粉ミルクであり、毎年、消費期限を考慮しながら優先順位を付け、更新・補充されている。令和 5 年 8 月末現在、一般食については充足率が目標の 70% までしか達しておらず、令和 7 年度末までに目標の 71,100 食を確保する予定とされている。令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、特に発生初期の数日間、避難所で食料が不足している状況が報じられた。大規模災害はいつどこで発生してもおかしくないことから、本市においても、できるだけ早期の目標数充足に努められたい。また、現在目標数量が定められていない品目についても、可能なものから早期に目標を定められ、計画的な備蓄に努められたい。 災害による帰宅困難者（通勤・通学者、観光客、ビジネス客など）については、市の備蓄品の支給対象者に含まれておらず、市内の事業者等との間に一時受け入れや飲料水・食料等の提供を受ける協定が締結されている。大規模災害時の帰宅困難者は 16,814 人と見込まれており、現在の計画でこの人数の対応が可能かどうか、また、市の備蓄品に帰宅困難者分の数量を含めて整備する必要性について、再度検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般食については、令和 5 年度において、計画購入数量より 3,000 食多い約 15,600 食を購入しました。今後も目標数量に可能な限り早期に到達するよう努めてまいります。 また、能登半島地震の教訓を生かすため、現在目標数量を定めていない品目についても、備蓄計画を策定することを検討してまいります。 大規模災害時の帰宅困難者に対応するため、各事業者との協定の締結について、今後も積極的に実施し、食料の確保等を行ってまいります。 また、市による帰宅困難者への食料等の備蓄についても検討してまいります。

- 厚生労働省の調査(※注)によると、松江市を含む中国地方は、災害時に備え非常用食料を用意している世帯の割合が全国平均と比較して低い。また全国的に、若い世代は低い傾向にある。市民への周知方法を工夫し、家庭での備蓄状況が向上するよう引き続き効果的な教育・啓発活動に努められたい。

※注

厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査報告」令和2年12月より
非常用食料の用意の有無 「あり」と回答した人の割合
(全体) 53.8%、(20-29歳) 26.6%、(中国地方) 41.8%

- 災害時の避難所の運営は、避難所担当職員や施設管理者、避難者を中心に組織される避難所運営委員会によって行われる。市や地域がそれぞれ整備している備蓄品の内容や保管場所等について、日頃から、地区災害対策本部との訓練等を通じて、引き続き情報共有に努められたい。
- 備蓄品保管場所を調査した結果、全般的に建物の老朽化や保管スペースの不足等の問題が見受けられた。松江市公共施設適正化計画で廃止対象となっている施設に大量の物資が保管されている現状については、安定的に使用できる保管場所を早期に充実されることが望まれる。また、やむをえず浸水想定区域や土砂災害警戒区域に存在する分散備蓄場所については、区域内に比較的安全な代替場所を確保されたい。
- 大規模災害が発生し市内外から大量の救援物資が届けられた場合、物資を効率的に搬入・保管・搬出できる施設を本市は所有していない。松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」の目標の一つである「災害時の安心感を持つ市民の割

- 大規模災害発生直後は、数日間生きていくために必要なものが供給されない事態が発生する場合があります。

今後も、自助の取り組みの一つとして、非常備蓄品などの日ごろからの備えの大切さについて市民のみなさまの意識が向上するよう、出前講座等を通じて効果的な教育・啓発活動を行ってまいります。

- 市総合体育館や地区災害対策本部が設置される公民館の備蓄品については、棚卸を行い備蓄品の内容や数量について確認しています。
災害発生時の円滑な避難所運営に繋がるよう、備蓄品の状況については、引き続き訓練等を通じ地区災害対策本部関係者等と情報共有を図ります。
- 避難所運営用の備蓄品の中には、ダンボールベッド、間仕切りなど保管にかなりのスペースを必要とするものがあり、現在は他課所管施設の未利用スペースを借用し保管している状況です。
今後は各種災害の発生に備え、物資の搬送・備蓄体制を強化するための備蓄場所についても調査研究をしてまいります。
併せて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に存在する備蓄品の保管場所についても、代替場所や保管方法等について検討してまいります。
- 本市が被災した場合に届けられる救援物資の集積拠点の在り方についても、調査研究してまいります。
併せて、大規模災害が発生した際に、他の地方公共団体や災害時応援協定を締結している

合 60%」を実現するためにも、支援物資や備蓄品が余裕をもって保管でき、かつ、速やかな搬出入が可能な施設整備の必要性について検討されたい。また、大規模災害発生時における被災者に対する本市備蓄品の具体的な支給手段や、松江市外から受け入れる救援物資の保管方法や各避難所への配送手段等について、県や災害時応援協定を締結している関係団体等とこれらの役割分担について協議を行い、市民の安全を守るため効果的な方策を講じられたい。

関係団体等からの応援を円滑に受け入れ、物的資源及び人的資源を効果的に配分・配置するための「受援計画」の策定について進めてまいります。